



平成25年4月25日

各位

会社名 大林道路株式会社
代表者名 代表取締役社長 石井 哲夫
(コード番号 1896 東証第1部)
問合せ先 執行役員総務部長 桑原 豊
(TEL. 03-3618-6500)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年4月25日開催の取締役会において、本年6月開催予定の第82期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

当社の業務執行を機動的に行うため、現行定款第21条（役付取締役）において規定していた役付取締役を廃し、役付は執行役員の役付に一本化することに改めるものであります。

これに伴い、株主総会の議長を社長と定めていた現行定款第14条、社長が当社を代表すると定めていた現行定款第22条及び取締役会は社長が招集しその議長となると定めていた現行定款第23条に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(議 長) 第14条 株主総会の議長は、 <u>社長</u> がこれにあたり、 <u>社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	(議 長) 第14条 株主総会の議長は、 <u>あらかじめ取締役会で定めた代表取締役</u> がこれにあたり、 <u>当該代表取締役に事故がある</u> ときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
(役付取締役) <u>第21条 当社の役付取締役は、会長及び社長とし、取締役会の決議によって定める。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 <u>社長は、当会社を代表する。</u> <u>前項のほか取締役会の決議によって当会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>社長に事故があるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 24 条～第 34 条 (条文の記載省略)</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 23 条～第 33 条 (現行どおり)</p>

以 上